



年金

年金記録確認の相談を 受け付けています

皆さんの年金に対するご心配にお答えするため、町民課の窓口で、年金資格や納付記録などの相談を行っています。

また、加入履歴や保険料納付期間などの年金記録が必要な方に対しては、社会保険事務所への年金記録の取次ぎを行っています。照会結果は、後日、社会保険事務所からご自宅へ郵送されます。

年金相談の留意事項

- 年金手帳や年金証書など年金番号を確認できるものがあればご持参ください。
- 国民年金及び厚生年金の加入期間についてのご相談を受け付けています。共済年金の加入期間については、それぞれの共済組合などにご相談ください。
- 年金記録照会の留意事項**
 - 本人又は同居の親族の方が申請できます。本人でない場合には、委任状の添付が必要になります。

◆年金 ◆保険医療

年金手帳、健康保険証など本人確認ができるものと印鑑をご持参ください。

なお、年金手帳を複数持っている方や、基礎年金番号に統合されていない期間の記録を確認されたい方は、勤務していた会社や期間などを確認しておいてください。

問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

保険医療

限度額認定証、標準負担額減額認定証の更新手続きについて

国民健康保険加入の方で、現在「限度額認定証」及び「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が平成19年7月31日となっております。平成19年8月1日以降も、引き続き医療機関などに認定証の提示が必要な場合は、改めて保険証と印鑑を持って町民課保険医療係で申請をしてください。

◆福祉 ◆農業 ◆募集

ください。

なお、「標準負担額減額認定証」を申請される方で、長期入院されている場合のみ領収書など入院期間の確認できるものが必要になります。(平成18年8月1日以降で、入院日数が90日を超えることを証明できる書類)

※ なお、「標準負担額減額認定証」は、町民税非課税世帯の方のみの申請となります。

また、「限度額認定証」については、国民健康保険税の納め忘れのある方は、原則として申請できません。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107

福祉

児童扶養手当 特別児童扶養手当 該当者は申請を

児童扶養手当
この手当は、父と生計が同一でない児童（18歳未満、障害がある場合は20歳未満）を養育している母又は養育者に

支給されます。

手当の対象になる児童

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害をもつ児童
- ④ 父が生死不明である児童
- ⑤ 父が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母が出産した児童
- ⑧ 出産の事情が明らかでない児童

ただし、支給要件には、遺族補償を受けていないなどの条件や所得の制限があります。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114

特別児童扶養手当
この手当は、20歳未満の身心に障害のある児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

ただし、障害を事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限があります。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114

問い合わせ

役場福祉課

生活・障害福祉係

☎985-4112

児童扶養手当の現況届及び特別児童扶養手当の所得状況届の提出について

これらの手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届又は所得状況届を提出しなければなりません。

現在、受給している方には、別途通知しますので、必ず提出してください。

交通規制にご協力を

規制区間	県道伊予松山港線 宗意原交差点～松前小学校前
規制内容	片側交互通行
期間	8月20日(月)～9月30日(日) ※ 日曜日、祝日は除く。雨天延長あり。
時間	9時～17時(夜間工事の日あり)
問い合わせ	松山地方局建設部道路第二課 ☎909-8776 本田技建株式会社 ☎984-7373